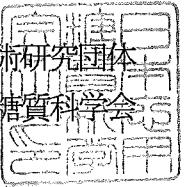


平成27年10月27日

消費者庁長官 板東 久美子様

日本学術会議協力学会研究団体
一般社団法人日本応用糖質科学会



機能性表示食品における機能性成分の取り扱いに関する提言

拝 啓

ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は本学会の運営および社会貢献について格別のご厚誼にあずかり、厚く御礼申し上げます。

さて、本年4月から「機能性表示食品」が食品の新たな機能性表示制度としてスタートいたしました。本学会は、澱粉をはじめとする各種糖質科学および関連する酵素化学の進歩を図り、科学、技術および関連産業の発展に寄与することを目的としており、産学官から幅広い研究者、技術者が参画し、基礎ばかりでなく実用面からの研究活動を行っております。本学会としてもこの新しい制度が社会に定着し、国民の健康増進ならびに産業振興に寄与することを期待しています。

ところが、消費者庁の対象となる成分についての考え方の根拠が不明確なために関係の研究者や産業界に混乱が生じております。本制度のガイドラインでは「食事摂取基準に基準が策定されている栄養素を含め、食品表示基準別表9の第1欄に掲げる成分は対象外とする。」と提示しています。すなわち、本制度の趣旨に合致した機能性成分であるオリゴ糖（フラクトオリゴ糖、ガラクトシルスクロース（ラクトスクロース）、キシロオリゴ糖、ガラクトオリゴ糖、リン酸化オリゴ糖カルシウムなど）や、糖アルコール（エリスリトール、マルチトール、ラクチトール、キシリトールなど）、レジスタント starchなどは「糖質」に、希少糖（D-ソルボース、D-プシコース、D-アロース、D-タガトース、L-アラビノースなど）や二糖であるラクチュロースなどは「糖類」に分類されるため、本表示制度の対象外となっております。

特定保健用食品においては、①お腹の調子を整える食品（イソマルトオリゴ糖、ガラクトオリゴ糖、キシロオリゴ糖、フラクトオリゴ糖、乳果オリゴ糖（ラクトスクロース）、大豆オリゴ糖、ラクチュロース、ラフィノース、ポリデキストロース、難消化性デキストリン）、②コレステロールが高めの方の食品（キトサン、低分子化アルギン酸ナトリウム）、③ミネラル吸収を助ける食品（フラクトオリゴ糖、乳果オリゴ糖（ラクトスクロース））、④虫歯の原因になりにくい食品（パラチノース、マルチトール、還元パラチノース、エリスリトール）、⑤歯を丈夫で健康にする食品（キシリトール、還元パラチノース、リン酸化オリゴ糖カルシウム）、⑥血糖値が気になり始めた方の食品（難消化性デキストリン、L-アラビノース）、⑦血中中性脂肪が気になる方の食品（難消化性デキストリン）、および⑧体脂肪が気になる方の食品（コーヒー豆マンノオリゴ糖）等の糖質が、栄養素としての機能とは異なった機能の関与成分として認められており、前述のような機能性糖質を本表示制度の対象成分から除外することは科学的根拠が明確でないだけではなく、新しい機能性表示食品の対象を制限することになります。

本学会としては、従来の栄養素としての機能とは異なった特殊な機能（三次機能）を有する糖質は機能性表示食品の対象成分とすることを提言させていただきます。

敬 具